

# 大阪国税局と意見交換

## 納税猶予関連事務の適正実施

近畿府県農業会議は10月8日、J Aバンク大阪信連事務センターで大阪国税局との相続税等納税猶予関連情報交換会を開いた。

令和6年6月末時点の大阪府内の管理件数と納税猶予額は、相続税が4925件・約1652億円、贈与税が18件・約9億円であった。

農業委員会業務については国税局より、①証明等の発行につ

いては、必ず現地確認を行った上、適正に証明事務を行うこと、②権利移転等を把握した場合は農地等の移動事実の通知書を速やかに税務署長宛に提出すること、③発行した適格者証明書の内容の控えについては適切に保管し台帳補正に活用すること等を説明。あわせて、特例農地等の利用状況照会等について税務署から協力要請があった場合は対応願いたい旨の依頼があった。

各府県農業会議からは、当該案件の確認方法や対応状況等についてそれぞれ報告があり、意見交換が行われた。

### 全市町村で現地確認を実施 納税猶予アンケート調査

農業会議では、10月8日の大阪国税局との相続税等納税猶予関連情報交換会に先立ち、9月に「相続税等納税猶予関連事務等に関するアンケート調査」を府内市町村農業委員会等を対象に実施した。

調査は43市町村からすべて回答があり、概要は次のとおりと

なっている。

税務署から利用状況照会があった案件の確認方法(複数回答)については、最も多いのが「個別の現地確認」(40件)、次いで「農地台帳・納税猶予台帳農地整理台帳で確認」(19件)、「農地パトロールの中で該当農地も確認」(9件)の順。全ての市町村で何らかの現地確認を行っていることが分かった。

納税猶予適用農地の状況把握については、「把握できている」と「ほぼ把握できている」を合わせた約9割となっている。

23年度の税務署提供の納税猶

予対象者(10月時点の住所、氏名、適用年)の保存状況については、21市町村が「保存している」と回答。残りの市町は、保存していない、交付がない(有無の確認が取れない場合含む)と回答したが、現物ではないが別の媒体に反映しているなど、いずれも何らかの方法で適用農地の把握を図っている。

(沼田)

# 天気のおっちゃんのコラム

気象予報士、元普及指導員

森田 彰朗

## 第八回

### 「この冬はラニーニャ」

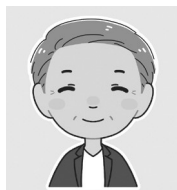
ラニーニャは女の子のニャ

ラニーニャという言葉をご存じですか。スペイン語で女の子という意味です。ちなみに女の子のことは、エルニーニョとい、特別な男の子「神の子イエス」のことです。それが日本の

気象とどんな関係があるのか、今年の冬はどうか、解説します。

### ペルーの海水温が 気象を決める

そもそもエルニーニョとは南米の太平洋側、ペルー沖の海水温が高くなる現象のことをいいます。クリスマス頃によく起こることから、キリストと結びついたといわれています。ラニー



ニャはこの逆で、ペルー沖の海水温が低くなることです。

### 日本の気象への影響は

はるかに離れた地域の現象ですが、同じ太平洋での出来事なので、日本にも影響を及ぼします。エルニーニョの時は、フィリピンやインドネシア付近の海水温が下がり、太平洋高気圧が弱まり、冷夏・暖冬傾向になるといわれます。ラニーニャの時はこの逆で、猛暑・厳冬となる可能性がります。

### 今年の冬は寒くなる？

では、今現在(本原稿作成は10月上旬)、ペルー沖の海水温はどうなっているでしょうか。別図に示すように、気象庁の予報ではラニーニャに近づいています。過去の傾向から、この冬(12月〜2月)は低温で、特に日本海側では豪雪となる可能性がります。ただ、この夏の猛暑の影響が長引くと、寒さも弱いかも知れません。11月の気温が低ければ、ラニーニャのせいで寒い冬になりそうなので、注意しておきましょう。

エルニーニョ/ラニーニャ現象の発生確率(予測期間: 2024年7月~2025年1月)

年	月	平均期間	平常	エルニーニョ現象	ラニーニャ現象
2024年	7月	2024年5月~2024年9月	100		
	8月	2024年6月~2024年10月	80	20	
	9月	2024年7月~2024年11月	50	50	
	10月	2024年8月~2024年12月	40	60	
	11月	2024年9月~2025年1月	30	70	
	12月	2024年10月~2025年2月	30	70	
2025年	1月	2024年11月~2025年3月	40	60	

「エルニーニョ・ラニーニャの予報(気象庁HPより)」